

副本

平成23年(行ウ)第63号 選挙権確認請求事件

原告 名兒耶 匠

被告 国

準備書面(1)

平成23年7月29日

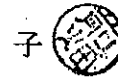
東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

被告指定代理人

磯 村



前 畑 聡 子



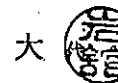
岩 館 裕 矢



木 村 敬



永 淵 智 大



第1 成年後見制度の概要	4
1 民法上の行為能力制度	4
2 成年後見制度の概要	5
(1) 成年後見制度創設の背景等	5
(2) 成年後見制度の概要	6
(3) 後見開始審判の要件	6
(4) 成年被後見人の行為能力	7
(5) 成年被後見人の身分行為の効力	7
第2 成年被後見人に対する資格制限	8
1 成年被後見人に対する各種法令上の資格等の制限の概要	8
2 「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」 (平成11年法律第151号)による一部法令における欠格条項の撤廃	9
(1) 審議会・委員会の委員等	10
(2) 特殊法人の役員及び一部の認可法人の役員	10
(3) 裁判所が選任する清算人	10
(4) 公証人及び人権擁護委員	10
第3 公職選挙法11条1項1号が合憲であること	11
1 選挙権は公務としての性質を有すること	11
2 憲法上, 選挙人の資格について国会に立法裁量を認めていること	11
3 成年被後見人が選挙権を有しないとする公職選挙法の規定には合理性がある こと	12
4 選挙人団を構成する資格の有無について, 成年被後見人であることを選挙権 の消極要件として制度設計することが不合理でないこと	14
5 小括	17
第4 原告の主張に対する反論	17

1	第3の2「目的審査」に対して	17
2	第3の3の「手段審査」に対して	19
第5	結語	20

被告は、本準備書面において、成年後見制度の概要及びそれに伴う資格制限の内容等について整理した上で、公職選挙法11条1項1号の規定が合憲であることを述べる。

なお、略称等については、新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 成年後見制度の概要

1 民法上の行為能力制度

行為能力（民法第一編第二章第二節）とは、単独で有効に法律行為をすることができる能力をいい、成年被後見人もこの行為能力を欠くとされるから（民法7条ないし9条）、まず、行為能力制度の意義について述べる。

意思能力を欠く者の法律行為は無効と解されている（大審院明治38年5月11日判決・民録11輯706ページ）。ここでいう意思能力とは、自分の行為の結果を判断することのできる精神的能力のことであって、正常な認識力と予期能力とが含まれ、自然人の行為が法律的な効果を生ずるためには、常にこの意思能力が必要とされる（我妻榮「新訂 民法総則」60ページ）。ところが、現実には「意思能力があるかないかの判断が必ずしも容易ではない場合が少なくない」ことから、「意思能力が完全とはいえない人について画一的に法律行為をする能力があるかどうかを定めておこうというのが行為能力制度の工夫である。すなわち、行為能力がないとされる人の行為については、その効力を認めたくなければこれを取り消すことができるものとし、その必要がなければ有効としてもよいとするのが行為能力の考え方である」（我妻榮・有泉ほか「コンメンタール民法・総則・物権・債権（第2追補版）」59ページ）。

要するに、行為能力制度は意思能力が完全ではない者を定型的に類型化し、それら一定類型の者については、一般的・概括的に単独で有効に法律行為をすることを制限しつつ、適切な者に本人のために法律行為の代理をさせ、又は、本人が法律行為を行うに当たって同意を与えることにより、制限された部分を

補完し、かつ、本人が代理によることなく、又は同意を得ないままにした法律行為はその内容いかんを問わず取り消すことができることとして、本人の保護を図ると同時に取引の安全を図ったものである。

2. 成年後見制度の概要

(1) 成年後見制度創設の背景等

平成11年12月1日、新たな成年後見制度を創設する「民法の一部を改正する法律」(平成11年法律第149号)、「任意後見契約に関する法律」(平成11年法律第150号)、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第151号。以下、「整備法」という。),「後見登記に関する法律」(平成11年法律第152号)が成立し、平成12年4月1日施行された。

この改正は、禁治産・準禁治産制度の問題点を解消し、高齢化社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の要請に応えるものであり、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の現代的な理念と禁治産・準禁治産制度における本人保護の理念との調和を図りながら、できる限り利用しやすい制度の実現をめざしてされたものである。

すなわち、①従来の禁治産・準禁治産制度は、硬直的な二元的制度で、必要性の程度に応じた弾力的な措置をとることができなかつたため、補助・保佐・後見に三元化し、当事者の個別的な選択・判断に委ねる範囲を拡充して弾力性を高め、新たに任意後見制度を創設し、選択肢を個別化・多様化した。②心身喪失・心神耗弱という従来の要件が重く厳格であるため、軽度の認知症・知的障害・精神障害等を有する者の利用の途が閉ざされていたため、これら一定の範囲の行為に関する判断能力を有する者を対象とする補助の制度を新設した。③禁治産者は全ての法律行為が取消しの対象となり、日常生活に必要な範囲の行為を必要とする認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等には利用が困難であったため、補助・保佐・後見の全てにおいて、日用品

の購入その他「日常生活に関する行為」を取消権の対象から除外した。このほか、保佐人に新たに代理権・取消権を付与し、市町村長にも後見開始審判の申立権を拡充したり、戸籍への記載を廃止し、登記制度を新設した（小林昭彦・原司著「平成11年民法一部改正法等の解説」（法曹会）47ないし54ページ参照。）。

(2) 成年後見制度の概要

成年後見制度では、「精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にある者」について「後見」（民法7条）、「精神上の障害により著しく事理弁識能力が不十分である者」について「保佐」（同法11条）、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者」について「補助」（同法15条）の3類型が設けられている。

(3) 後見開始審判の要件

後見開始の審判の対象となるのは、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」（民法7条）である。従前の禁治産制度においては、「心神喪失ノ常況ニ在ル者」（改正前の民法7条）と規定されていたところ、概念の不明確性とネガティブなイメージについて批判が強いところであったため、概念を明確にするとともに客観的な表現に改めたもので（前掲小林ほか61ページ）、その意味内容は従前と同じである。

すなわち、「事理を弁識する能力を欠く」とは、自分の行為の結果について合理的な判断をする能力のないこと、すなわち意思能力さえないことをいう（内田貴「民法I（第4版）総則・物権総論」109ページ）。家庭裁判所は、後見開始の審判をするには、原則として、本人の精神の状況について医師その他適当な者に鑑定をさせなければならない（家事審判規則24条）。また、ここで「常況」とされているのは、通常は事理を弁識する能力を欠く状況にあることを指し、通常は意思無能力の状態にあることを指す（前掲小林ほか62ページ）。したがって、一時的に意思能力のある状態に戻るこ

があっても、大部分の時間は事理を弁識する能力を欠く状態にあれば、事理を弁識する能力を欠く「常況」にある。

(4) 成年被後見人の行為能力

成年被後見人については、家庭裁判所による後見開始の審判とともに成年後見人が選任され（民法8条，843条1項），成年後見人は広範な代理権・取消権を付与されている（民法120条1項，859条1項）。

成年後見人は、成年被後見人の法定代理人として成年被後見人の法律行為について取消権を有し（民法9条，120条），その法律行為の効果を成年被後見人に及ぼすべきでないと考えられる場合には常にこれを取り消すことができる。

もつとも、前記のとおり、日用品の購入その他日常生活に関する行為は取消権の対象から除外されている（民法9条ただし書）。しかし、前掲小林ほか83ページが、「精神上的障害により通常は判断能力を欠く状態にある以上、日常の買物等も成年後見人が代わって行うことが多いものと思われるが、法制上、事理を弁識する能力を一時回復している時には日常の買物等を自ら行うことができるような制度とすることが、自己決定の尊重及びノーマライゼーションの理念に沿うものということができる。」（傍点は引用者）と説明しているとおおり、同条ただし書は、「日常生活に関する行為」の範囲において成年被後見人に意思能力があることを擬制するものではなく、「日常生活に関する行為」の当時、本人が意思無能力であった場合には、原則としてその行為は無効になるものと解される（前掲小林ほか83ページ）。

(5) 成年被後見人の身分行為の効力

成年被後見人が婚姻，離婚，認知，養子縁組，離縁，遺言などの身分行為をする場合は、その後見人の同意を要せず，かつ後見人の取消権も及ばない（民法738条，764条，780条，799条，812条，962条）。これら身分行為に関しては、成年被後見人もときには意思能力を回復するこ

とがあり、このような状態のときには、身分行為における本人の意思尊重の観点から、後見人の同意を必要とせずに自らの自由意思で身分行為をすることができるのである（近藤ルミ子「未成年者、禁治産者の婚姻の手續と効果」判例タイムズ747号33ページ参照）。

以上についても、身分行為をする際に意思能力を必要としないという趣旨ではない。事理を弁識する能力を欠く常況にあるとして後見に付せられた成年被後見人が、事理を弁識する能力を欠いた状態で婚姻をしたような場合には、正常な婚姻意思を欠くものとして、当該婚姻は無効と解される（民法742条1号参照）。

第2 成年被後見人に対する資格制限

1 成年被後見人に対する各種法令上の資格等の制限の概要

各種の法令中には、家庭裁判所における後見開始の審判がされている事実をもって、成年被後見人に関する資格等の消極要件とする旨の規定が設けられているものがある（平成23年7月時点における成年被後見人に関する法令上の資格制限の規定は、別紙1のとおりである。）。

これらの規定は、それぞれの資格等の信頼性を維持することを目的として、その資格等にふさわしい能力を担保するために設けられるものであり（前掲小林ほか538ページ）、家庭裁判所において、原則として医師その他の適当な者による鑑定を経た上で（家事審判規則24条）、本人の精神の状況につき「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある」として、後見開始の審判がされた者については、一般的・類型的に見て、上記の各資格等にふさわしい能力を有しないとして、欠格事由とする趣旨である。

これら資格制限等は、私的な取引において、制限行為能力者を保護し、制限行為能力者を定型化して取引の安全を図るという成年後見制度を含む行為能力制度の趣旨・目的と直接関係するものではなく、各種法令が規律する資格等の

内容に鑑み、家庭裁判所という公的機関によって「事理を弁識する能力を欠く常況にある」と判断された者について、一般的・類型的に当該資格にふさわしい能力がないとしたものである。この意味で、成年後見開始の事実を欠格事由としていわば借用したものであることができる。

例えば、成年被後見人を絶対的欠格事由としているものとして、医師（医師法3条）、薬剤師（薬剤師法4条）、弁護士（弁護士法7条4号）などが挙げられるが、これらの業務は、一定以上の知識や技能を有する者が業務を行わなければ、他人の生命・健康・財産等に損害を与える可能性が高いため、一定の知識や技能を有する者にのみ業務を行うことが許可されているものであり、事理弁識能力を欠く常況にある者は、上記の業務を行うに適しないことから、欠格事由に該当することとされているのである。

2 「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

（平成11年法律第151号）による一部法令における欠格条項の撤廃

成年後見制度の新設に当たり、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号、以下「整備法」という。）により、公的機関による選任及び罷免・解任等の手続をもって個別的な能力審査の手続が整備されている法律については、成年被後見人、被保佐人となったことを殊更に欠格事由として規定しなくとも、当該資格等にふさわしい能力のあることが制度的に担保されていることから、従前の禁治産者・準禁治産者に関する欠格条項を削除した。他方で、当該資格等の根拠法令中に個別的かつ十分な能力審査手続が規定されていないものや、実務的に大量の書面審査を要するなどの理由により欠格条項について個別的審査制度によることができず画一的・形式的な審査を必要とするものに限り、欠格条項を存置することとされた（前掲小林ほか538, 539ページ。なお、平成11年11月16日第146回国会参議院法務委員会議事録、臼井日出男法務大臣の発言参照）。

整備法において、禁治産者・準禁治産者に係る欠格条項が削除された資格等

は次のとおりである（前掲小林ほか539ないし541ページ）。

(1) 審議会・委員会の委員等

公正取引委員会委員長及び委員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）、人事官（国家公務員法）等、別紙2の審議会・委員等については、その地位の根拠となる法律の目的からして高度な判断能力を要求する厳格な選任要件等（国会・都道府県議会の同意等の手続要件あるいは高度な人格・識見等の実体要件）が定められているものがあり、それらの法律には、選任の段階で公的機関による審査が確保されているとともに、選任後に判断能力の低下が生じた場合にも、心身の故障を理由とする罷免・解任等の手続が規定されており、その任務にふさわしい判断能力が担保されていることから、欠格条項が削除された。

(2) 特殊法人の役員及び一部の認可法人の役員

地方競馬全国協会委員（競馬法）、日本中央競馬会役員（日本中央競馬法）、北方領土対策協会委員（北方領土対策協会法）、農林漁業団体職員共済組合理員（農林漁業団体共済組合法）、日本銀行役員（日本銀行法）については、(1)と同様に、高度な判断能力を要求する厳格な選任要件が定められ、罷免・解任等の手続が整備されていることから、成年被後見人・被補佐人に係る欠格条項が削除された。

(3) 裁判所が選任する清算人

裁判所が選任する清算人については、選任段階において判断能力の有無が当然に審査されるとともに、裁判所が解任権を有することから、欠格条項（非訟事件手続法138条2号）が削除された。

(4) 公証人及び人権擁護委員

公証人及び人権擁護委員については、高度な判断力を要求する厳格な選任要件の下で法務大臣が選任・委嘱することとされており、かつ、罷免・解嘱託の手続が整備されていることから、欠格条項（公証人法14条3項、人権

擁護委員法7条1項1号)が削除された。

第3 公職選挙法11条1項1号が合憲であること

1 選挙権は公務としての性質を有すること

選挙権とは、選挙人として、選挙に参加することのできる資格又は地位をいう(野中俊彦ほか「憲法I第3版」489ページ)。

憲法は、15条3項において、成年者による普通選挙を保障し、44条において、国会議員の選挙資格について平等の原則を定めている。「選挙権は、国民の国政への参加の機会を保障する権利として、議会制民主主義の根幹をなすもの」(最高裁判所昭和51年4月14日判決・民集30巻3号223ページ)とされている。

しかし、選挙権は、選挙人団を構成して国会議員等の公務員という国家の機関を選定する権利であり、純粋な個人権とは違った側面をもっており、そこには公務としての性格が付与されている(芦部信喜著・高橋和之補訂「憲法(第五版)」253ページ)。

このように、選挙権が公務としての性格を有することに鑑みれば、選挙権を認めることが選挙の公正等の観点から適切でない場合や、選挙権の適切な行使を期待することが一般的に困難な精神状況にある者などについては、選挙人団を構成して公務としての選挙権行使を認めるに適さない者であって、その資格を欠くものとして、選挙権を付与しないことも、憲法の許容するところというべきである。

2 憲法上、選挙人の資格について国会に立法裁量を認めていること

憲法47条は、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項を法律で定める旨規定する。選挙制度を具体的にどのように制度設計するかは、重要な事項であるが、技術的なものも多く、選挙手段、選挙区等の細目は時代等の状況に応じて変更を加えることが必要であり、その詳細を憲法の条項に規

定するのは適當ではない。そこで、憲法は、成年者の普通選挙（憲法15条3項）、投票の秘密（同条4項）、議員及び選挙人の資格に関する平等（44条ただし書）を選挙に関する基本原則として規定するにとどめ、両議院の議員及びその選挙人の資格は法律で定め（44条本文）、また、選挙に関する事項は法律でこれを定める（47条）とした（法学協会「註解日本国憲法下巻」771ページ）。

そして、上記の規定を受け、「憲法に則り、衆議院、参議院並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主主義の健全な発達を期することを目的」とする公職選挙法が定められている（同法1条）。

このように、憲法が選挙人の資格に関する定めを法律に委ねていることからすれば、選挙人団を構成し、公務としての選挙権を行使し得る者の資格をどのように定めるかについて、立法府に裁量が付与されていることは明らかである。

以上によれば、選挙人の資格を定めた法律の規定が違憲と評価されるのは、上記の国会の裁量権の逸脱又は濫用があったとみられる場合に限られるというべきであり、これを本件に即して言えば、成年被後見人が選挙権を有しない旨規定する公職選挙法11条1項1号が、違憲と判断されるのは、国会の裁量権の逸脱又は濫用に当たると認められる場合に限られることになる。

3 成年被後見人が選挙権を有しないとする公職選挙法の規定には合理性があること

(1) 前記1で述べたとおり、選挙権は、選挙人団を構成して国会議員等の公務員という国家の機関を選定する権利であり、公務としての性格が付与されている。そして、選挙権の行使は、積極的・能動的な政治参加（政治的意思形成への参加）としての性格を有しており、憲法は、このような積極的・能動的な政治参加の場面においては、選挙権を行使する者について、当然、心神

が正常であることをある程度前提にしているとみることができる（奥平康弘ほか「憲法演習教室」146ページ）。

このことは、憲法15条3項が政治に参加し選挙権を行使するのにふさわしい判断力を備えているとみなされる成年者による普通選挙を保障していることから裏付けられる。

(2) 前記第1の2で述べたように、成年被後見人は、家庭裁判所という公的機関が鑑定等の医学的資料等を踏まえた審理を経て事理弁識能力を欠く常況にあると判定した者であるとされるものであるから、成年被後見人については、定型的に見て、選挙人団を構成して公務としての選挙権を適切に行使し、国家意思の形成に関与することを期待することは相当ではないというべきである。昭和25年制定の公職選挙法は、このような見地から、禁治産者について選挙権を有しないとしたものである（安田充・荒川敦編「逐条解説公職選挙法上」89ページ）。

前記(1)のように、選挙人団を構成する選挙人が、公務としての側面を有する選挙権を行使し、積極的・能動的な政治参加を行う場面においては、その公務を行うのにふさわしい事理弁識能力を有することが前提とされているというべきであり、一定の手續により定型的に見て事理弁識能力を欠くと判定された者を選挙人団の構成者に含ましめないとするには合理性が認められるというべきである（前掲奥平ほか146ページ）。また、選挙事務のように大量の書面審査を要するなどの理由により欠格条項についても画一的・形式的な審査を必要とする手續において、各人が選挙人団を構成して公務としての選挙権を行使し、政治的意思形成に参加するにふさわしい事理弁識能力を有しているか否かについて個別的に審査する手續を設けることが極めて困難であることからすれば、別紙1記載の諸法令の定めと同様に、公職選挙法11条1項1号が、選挙人団を構成するのにふさわしい者を選定する審査手續として成年後見制度における後見開始の審判手續をいわば借用し、家

庭裁判所において、医学的資料等を斟酌して、事理弁識能力を欠く常況にあると判断された者を選挙人の欠格事由と定めたことには、手続的観点からも合理性が認められる。

このように、成年被後見人には選挙人団を構成する者としての資格を与えないことには十分な合理性があり、このことは、多数の憲法学説が是認している（芦部信喜「憲法(第5版)」253ページ、伊藤正巳「憲法新版」1110、1111ページ、野中前掲書490ページ、奥平前掲書146ページ。選挙権の権利性を強く認める論者においても、「選挙権・被選挙権の消極的要件のうち、まず禁治産者（引用者注：成年被後見人）の欠格については、意思決定能力の欠如という理由から問題なく正当化されると思われる。」としているところである（辻村みよ子『「権利」としての選挙権—選挙権の本質と日本の選挙問題—」21ページ）。

- (3) 以上によれば、公職選挙法11条1項1号が、公的機関による相当な審査によって事理弁識能力を欠く常況にあるとされた成年被後見人について、選挙人団を構成して公務としての性格を有する選挙権を行使する資格を有しないものとして、選挙人の欠格事由と定めたことには、合理性が認められ、これが国会の裁量権の逸脱・濫用に当たると見る余地はない。

4 選挙人団を構成する資格の有無について、成年被後見人であることを選挙権の消極要件として制度設計することが不合理でないこと

- (1) 原告は、後見開始の審判では専ら財産管理能力の有無が審査され、選挙能力の有無は問われないとして、成年後見制度の利用を選挙権剥奪の手段とすることは許されない旨主張する（訴状20、21ページ）。

しかし、前記のとおり、選挙人団を構成して公務としての選挙権を行使するのにふさわしい能力を有するか否かを個別的に審査する手続が設けられていない法の仕組みの下で、後見開始の審判手続において、医師等の鑑定等を

踏まえて事理弁識能力を欠く常況にあると判定された者に、上記能力を欠くものとするには十分な合理性が認められる。

しかも、成年被後見人は、保佐、補助を含む3種類の法定後見制度の中でその精神状況から最も保護の必要性が高い者とされているのであり、極めて簡単な事項に関する判断能力をも定型的に欠いている者と評価されるべきものである。この点、前掲小林ほか62ページによれば、具体例として、「①通常は、日常の買物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある者、②ごく日常的な事柄（家族の名前、自分の居場所等）が分からなくなっている者、③完全な植物状態にある者」が例示されている。そうすると、選挙権の適切な行使に必要な能力として、選挙人には国会議員等としてふさわしい者を候補者から選択することができる能力（候補者（又は候補者が属する政党）の政策内容等を認識、理解し得る程度の能力）が具備されていることを要するというべきであって、「事理弁識能力を欠く常況にある」者が、定型的に見て上記の選挙権の適切な行使に必要な能力を有するという事はできない。

以上からすれば、成年後見制度は、選挙権を行使するために必要な能力を判定するための制度ではないものの、その手続において事理弁識能力を欠く常況にあると判断されたこと、すなわち成年被後見人であることをもって、選挙人の欠格事由とすることには、合理性が認められる。

なお、原告は、成年被後見人以外の者であっても、「例えば顔で候補者を選んだり、たまたま目についた者に投票したり」することがあり、そのような投票は、意思能力を欠いた常況にある者による投票と変わるところがない旨主張する（訴状16ページ）。

しかし、事理弁識能力を備えた上で、その投票動機がおろかなものであるか否かはともかく、自己の意思に基づく選択として特定の候補者に投票をした者と、そもそも判断能力を欠いた常況で特定の候補者に投票する者では、

定型的に見て選挙権の適切な行使に必要とされている能力を有する者として選挙権を行使したか否かという点で、明らかに差異がある。原告のいう投票行動が存在することをもって、選挙権の適正な行使を確保する上で、事理弁識能力が無関係であるかのように主張することは、明らかに失当である。

- (2) また、原告は、事理弁識能力を欠く常況にある者でも、後見開始の審判を受けていなければ選挙権の行使が可能であるから、後見開始の審判を受けたことで選挙権が行使できなくなることは不平等である旨主張する（訴状22ページ）。

しかし、前記第3の3(2)で述べたとおり、選挙人団を構成する選挙人が、公務としての側面を有する選挙権を行使し、積極的・能動的な政治参加を行う場面においては、その公務を行うのにふさわしい事理弁識能力を有することが前提とされているところ、後見開始の審判とは別個に、選挙の都度、選挙権の適切な行使が可能であるか否かの能力を個別に審査する制度を創設することは、選挙が全国的あるいは各地方自治体ごとに大量かつ画一的に行われるものであることからすると、實際上極めて困難であることからすれば、成年被後見人について、後見開始の審判において事理弁識能力を欠く常況にあると公的に判定されたことをもって、選挙権の適切な行使を一般的・類型的に期待できない状況にあるとして、選挙人の欠格事由とすることには十分な合理性が認められるのであり、後見開始の審判を受けていない者との関係で選挙権の有無に事実上の差異が生じるからといって、成年被後見人であることを選挙権の消極要件とすることが不合理な差別であるとはいえない。

この点、奥平前掲書147ページも、「潜在的な禁治産者を国家がほじくり出して、この者を民法上の禁治産者と同様に選挙過程から排除するのは、可能であり必要であるといえるだろうか。また、そういう制度を作らないで、民法上の禁治産者を欠格とすることは深刻な差別になるとみるべきだろうか。ここではむしろ、民法上の制度の流用という形でおさえている現

行法には憲法上のさしたる困難はないとみたい。」と指摘している。

5 小括

以上のおり、選挙権が選挙人団を構成して、公務員の選任に関与するという公務の性質を有しており、積極的・能動的な政治参加（政治的意思形成）を要することからすると、事理弁識能力を欠く常況にあり、正常な意思形成を行うことが一般的に期待し得ない者について選挙権の消極要件とすることは十分な合理性を有する。また、選挙権の行使のために必要な能力の個別審査制度を設けず、成年後見制度をその能力判定手続としていわば借用する形で、成年被後見人とされたことを選挙人の欠格事由と定めることにも手続的にも十分な合理性を認めることができるから、公職選挙法11条1項1号の規定が、国会の裁量権を逸脱ないし濫用したものとは到底認められず、違憲ではない。

第4 原告の主張に対する反論

1 第3の2「目的審査」に対して

(1) 原告は、①憲法は選挙権についての能力を問題としていない、②障害者権利条約も障害のある人の選挙権の存在を前提としている、③平成18年判決も障害のある人の選挙権を前提としている、④能力や障害の有無によって「選挙の公正の確保」は正当化されないとして、公職選挙法11条1項1号は立法目的の合理性を欠いている旨主張する（訴状10ページないし16ページ）。

また、原告は、成年被後見人に選挙権を認めても、選挙の公正が確保できないという具体的不利益が想定できず、制限される人権は極めて重大であるから、立法目的により確保される利益と制限される人権との均衡を欠くものであるとも主張する（訴状16、17ページ）。

(2) しかしながら、以下に述べるとおり、原告の上記主張は、いずれも理由がない。

ア 既に述べたとおり、憲法44条は、選挙人の資格をいかに定めるかを法律に委ねており、これを受けた公職選挙法11条1項1号は、選挙権が、選挙人団を構成する者が公務として行使するものであり、国家の意思形成に参加する権利であることに鑑み、それを適切に行行使するには、一定の判断能力を有することを当然の前提として、成年被後見人を選挙人の欠格事由として定めたものであって、憲法は、このような選挙人の欠格事由の定めを当然に許容しているものと解される。

イ 障害者権利条約は、そもそも我が国が批准していないものであるが、この点をおくとしても、第29条(a)(i)は「投票の手續、設備及び資料が適当であり、利用可能であり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。」と定め、同(iii)は「選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。」と定めている反面、意思能力を欠く常況にあるような者にも選挙権の行使を保障する旨の規定が見当たらないことからすると、同条約が成年被後見人にも選挙権を保障する趣旨であると解することは困難である。

ウ 平成18年判決は、答弁書でも指摘したとおり、選挙権を有する者が精神的原因により投票所において選挙権を行使することができない場合に選挙権行使の機会を確保するための立法措置を執らなかつたという立法不作為の違憲性の有無について判断したものであって、本件とは事案を異にし、同判決が、成年被後見人にも選挙権が付与されていることを前提としたものであるとみることはできない。

エ これまでに繰り返し述べたとおり、選挙権の行使は、公務として国家の意思形成に参加する行為という性格を有し、そのような権利行使を期待し得るには、それにふさわしい能力を具備していることが当然の前提とされていることからすれば、事理弁識能力を欠く（意思能力を有しない）常況にあるとされた成年被後見人が選挙権を有しないとすることは、やむを得

ないというべきであり、家庭裁判所の審判によって事理弁識能力を欠く常況にあると判定された者が、判断能力を欠いた状態で、有意でない投票をしたり、近親者等の同伴者の意のままに投票をすることになれば、「その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保」（公職選挙法1条）するという重大な利益が損なわれ、選挙の公正が害されることは明らかである。そして、このような重大な利益を確保することとの関係で、成年被後見人の選挙資格を制限することが均衡を欠くといえないことも明らかである。

2 第3の3の「手段審査」に対して

原告は、成年後見制度は、財産管理に主眼を置いた制度であり、選挙の能力を問題とするものではなく、実際に成年後見の審理において、選挙の能力は審査の対象とされておらず、選挙権の剥奪は成年後見制度の理念にも反するなどと主張する（訴状17ないし23ページ）。

確かに、成年後見制度は、主に財産管理に主眼を置いたものであり、選挙権を行使する能力自体を判定することを目的とする制度ではない。しかし、既に述べたように、家庭裁判所によって後見開始の要件を充足すると判定された者（事理弁識能力を欠く常況にある者）について、選挙権の適切な行使を期待するに足りる判断能力を欠如しているとみることは合理的であり、選挙人の資格にふさわしい判断能力を具備するかどうかを成年後見制度の手續をいわば借用して判定することが合理性を欠くといえないことも明らかである。また、既に述べたとおり、選挙の都度、選挙権の適切な行使が可能であるか否かの能力を個別に審査する制度を創設することは困難である。さらに、保佐人、補助人及び任意後見監督人が選任されている本人と区別して、判断能力の欠如が著しいと判断された成年被後見人について、選挙人の資格を有しないものとするものが、成年後見制度の理念に何ら反するものでないことも明らかである。

第5 結語

以上によれば、公職選挙法11条1項1号の規定が違憲であることを前提とする原告の請求は理由がないことが明らかであるから、速やかに棄却されるべきである。

別紙 1

成年被後見人に関する資格制限等の規定

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年5月18日号外法律第51号）

本則:4条 1項

第四条 成年被後見人は、国民投票の投票権を有しない。

国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程（平成5年4月28日決定平成5年5月7日官報）

本則:7条 1項

第七条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者及び資格試験を実施する年度の末日までに大学を卒業する見込みの者並びに資格試験委員会がこれらの者と同等以上の学力があると認める者は、資格試験を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

二 成年被後見人又は被保佐人

国会職員法（昭和22年4月30日法律第85号）

本則:2条 1項

第二条 国会職員は次の各号のいずれかに該当しない者でなければならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

公職選挙法（昭和25年4月15日号外法律第100号）

本則:11条 1項

第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 成年被後見人

行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）

本則:2条の2 1項

第二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

二 成年被後見人又は被保佐人

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年6月2日号外法律第51号）

本則:10条 1項

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

七 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

特定非営利活動促進法（平成10年3月25日号外法律第7号）

本則:20条 1項

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

国家公務員法（昭和22年10月21日法律第120号）

本則:38条 1項

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人

自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）

本則:38条 1項

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年5月26日号外法律第59号）

本則:24条 6項

6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

〔旧〕市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）

本則:5条の6 6項

6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）

本則:16条 1項

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人

地方公営企業法（昭和27年8月1日号外法律第292号）

本則:7条の2 2項

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

地方税法（昭和25年7月31日号外法律第226号）

本則:407条 1項

第四百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

司法修習生に関する規則（昭和23年8月18日最高裁判所規則第15号）

本則:17条 1項

第十七条 司法修習生で次の各号のいずれかに該当する者は、これを罷免する。

- 二 成年被後見人又は被保佐人

弁護士法（昭和24年6月10日号外法律第205号）

本則:7条 1項

第七条 次に掲げる者は、第四条、第五条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

- 四 成年被後見人又は被保佐人

司法書士法（昭和25年5月22日法律第197号）

本則:5条 1項

第五条 次に掲げる者は、司法書士となる資格を有しない。

- 二 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日号外法律第48号）

本則:65条 1項

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

信託法（平成18年12月15日号外法律第108号）

本則:7条 1項

第七条 信託は、未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人を受託者としてすることができない。

本則:124条 1項

第二百二十四条 次に掲げる者は、信託管理人となることができない。

- 一 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人

会社法（平成17年7月26日号外法律第86号）

本則:331条 1項

第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

民事訴訟法（平成8年6月26日号外法律第109号）

本則:31条 1項

第三十一条 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合は、この限りでない。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年12月1日号外法律第151号）

本則:7条 1項

第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの
- 十 個人でその政令で定める使用人のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者のあるもの

土地家屋調査士法（昭和25年7月31日号外法律第228号）

本則:5条 1項

第五条 次に掲げる者は、調査士となる資格を有しない。

- 二 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年6月13日号外法律第83号）

本則:8条 1項

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
- 六 法人で、その役員のうち次のいずれかに該当する者のあるもの
 - イ 第一号から第四号までに掲げる者

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年10月6日国家公安委員会規則第15号）

本則:5条 2項

2 前項第四号の識別符号付与業務の委託を受ける者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

一 次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

更生保護事業法（平成7年5月8日号外法律第86号）

本則:21条 1項

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、更生保護法人の役員になることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

保護司法（昭和25年5月25日法律第204号）

本則:4条 1項

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、保護司になることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日号外法律第122号）

本則:4条 1項

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、許可をしてはならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

九 法人でその役員のうち第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの

古物営業法（昭和24年5月28日号外法律第108号）

本則:4条 1項

第四条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

八 法人で、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）

本則:3条 1項

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

十 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年6月8日号外法律第60号）

本則:3条 1項

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、探偵業を営んではならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年3月6日号外国家公安委員会規則第3号）

本則:4条 1項

第四条 都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第百八条の三十一第二項第三号の規定による交通事故に関する相談に応ずる業務（以下この条において「相談業務」という。）に従事させてはならない。

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

本則:5条 1項

第五条 都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第八条の三十一第二項第七号又は第八号の規定による調査の業務（次項において「調査業務」という。）に従事させてはならない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年6月20日号外法律第57号）

本則:3条 1項

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 八 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年1月31日号外国家公安委員会規則第1号）

本則:5条 3項

3 犯罪被害者等給付金申請補助員は、犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であつて、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- 二 成年被後見人又は被保佐人

消防法施行規則（昭和36年4月1日号外自治省令第6号）

本則:4条の2の4 5項

5 防火対象物点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。

本則:31条の6 7項

7 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。

本則:51条の12 4項

4 防災管理点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。

学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

本則:9条 1項

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人

教育職員免許法（昭和24年5月31日号外法律第147号）

本則:5条 1項

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 三 成年被後見人又は被保佐人

技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）

本則:3条 1項

第三条 次のいずれかに該当する者は、技術士又は技術士補となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人

著作権等管理事業法（平成12年11月29日号外法律第131号）

本則:6条 1項

第六条 文化庁長官は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 五 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

- イ 成年被後見人又は被保佐人

宗教法人法（昭和26年4月3日法律第126号）

本則:22条 1項

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。

- 二 成年被後見人又は被保佐人

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

本則:36条 4項

4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）

本則:3条 1項

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

本則:18条の5 1項

第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人

本則:34条の19 1項

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人

消費生活協同組合法（昭和23年7月30日法律第200号）

本則:29条の3 1項

第二十九条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

社会保険労務士法（昭和43年6月3日法律第89号）

本則:5条 1項

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。

- 二 成年被後見人又は被保佐人

精神保健福祉士法（平成9年12月19日号外法律第131号）

本則:3条 1項

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、精神保健福祉士となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日号外法律第114号）

本則:56条の7 1項

第五十六条の七 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項本文の許可を与えない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

八 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

九 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年6月29日号外法律第70号）

本則:5条 1項

第五条 都道府県知事は、第三条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

医療法（昭和23年7月30日号外法律第205号）

本則:46条の2 2項

2 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

医師法（昭和23年7月30日号外法律第201号）

本則:3条 1項

第三条 未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。

歯科医師法（昭和23年7月30日号外法律第202号）

本則:3条 1項

第三条 未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。

薬事法（昭和35年8月10日法律第145号）

本則:5条 1項

第五条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。

二 成年被後見人又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

薬剤師法（昭和35年8月10日法律第146号）

本則:4条 1項

第四条 未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。

本則:8条 1項

第八条 薬剤師が、成年被後見人又は被保佐人になつたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年3月17日法律第14号）

本則:3条 3項

3 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

四 成年被後見人

七 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

本則:50条 2項

2 次の各号のいずれかに該当するときは、免許を与えないことができる。

ニ 成年被後見人

ト 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちイからへまでのいずれかに該当する者があるもの

あへん法（昭和29年4月22日法律第71号）

本則:13条 1項

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項又は第二項の許可を与えない。

ニ 成年被後見人又は被保佐人

大麻取締法（昭和23年7月10日法律第124号）

本則:5条 2項

2 次の各号のいずれかに該当する者には、大麻取扱者免許を与えない。

三 成年被後見人、被保佐人又は未成年者

環境カウンセラー登録制度実施規程（平成8年9月5日環境庁告示第54号）

本則:4条 2項

2 次の各号の一に該当する者は、前項の申請を行うことができない。

一 未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人

弁理士法（平成12年4月26日号外法律第49号）

本則:8条 1項

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

九 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日号外法律第88号）

本則:41条 3項

3 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、会議員とならない。

一 成年被後見人

農業協同組合法（昭和22年11月19日法律第132号）

本則:30条の4 1項

第三十条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

税理士法（昭和26年6月15日法律第237号）

本則:4条 1項

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。

二 成年被後見人又は被保佐人

通関業法（昭和42年8月1日号外法律第122号）

本則:6条 1項

第六条 税関長は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしては

ならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

八 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成12年9月22日号外通商産業省令第192号）

本則:5条 1項

第五条 経済産業大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

二 成年被後見人又は被保佐人

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年6月22日号外法律第64号）

本則:11条 1項

第十一条 都道府県知事は、第九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第一種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

本則:26条 1項

第二十六条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

自然環境保全法施行規則（昭和48年11月9日号外総理府令第62号）

本則:30条の3 1項

第三十条の三 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

自然公園法（昭和32年6月1日号外法律第161号）

本則:25条 3項

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

自然公園法施行規則（昭和32年10月11日厚生省令第41号）

本則:15条の5 1項

第十五条の五 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十九条第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）

本則:12条 1項

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日号外法律第137号）

本則:7条 5項

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）

本則:84条 2項

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

作業環境測定法（昭和50年5月1日法律第28号）

本則:6条 1項

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、作業環境測定士となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）

本則:32条 1項

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年7月5日号外法律第88号）

本則:6条 1項

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年5月27日号外法律第33号）

本則:13条 1項

第十三条 前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主団体は、前条

第一項の認定を受けることができない。

- ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年5月27日号外法律第33号）

本則:32条 1項

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

港湾労働法（昭和63年5月17日号外法律第40号）

本則:13条 1項

第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

本則:28条 2項

2 厚生労働大臣は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。

- 三 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

職業能力開発促進法（昭和44年7月18日法律第64号）

本則:28条 5項

5 次の各号のいずれかに該当する者は、第三項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人

酒税法（昭和28年2月28日号外法律第6号）

本則:10条 1項

第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。

- 三 免許の申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であつて、その法定代理人（酒類等の製造又は販売に係る営業に関し代理権を有するものに限る。）が前二号又は第七号から第八号までに規定する者である場合

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年2月28日号外法律第7号）

本則:86条の9 2項

2 酒類小売業者は、酒類販売管理者に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を酒類販売管理者に選任することができない。

- 一 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合

たばこ事業法（昭和59年8月10日号外法律第68号）

本則:13条 1項

第十三条 財務大臣は、第十一条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- 五 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

本則:17条 1項

第十七条 財務大臣は、特定販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の登録を取り消し、又は期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

八 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であつて、その法定代理人が第一号又は前号に該当する者であるとき。

本則:23条 1項

第二十三条 財務大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

七 申請者が未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であつて、その法定代理人が第一号若しくは第二号に規定する者若しくは破産者で復権を得ないものに該当する者であるとき、又はその法定代理人の代表者のうちに第一号若しくは第二号に規定する者若しくは破産者で復権を得ないものに該当する者があるとき。

本則:31条 1項

第三十一条 財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十二條第一項の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

十一 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であつて、その法定代理人が第一号、第六号、第九号又は前号に該当する者であるとき。

銀行法（昭和56年6月1日号外法律第59号）

本則:52条の62 1項

第五十二条の六十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

銀行法施行規則（昭和57年3月31日号外大蔵省令第10号）

本則:34条の37 1項

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ハ 役員のうち前号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年11月28日号外法律第131号）

本則:23条 1項

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年3月11日法律第43号）

本則:12条の2 1項

第十二条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（特定兼営業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（特定兼営業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。）の業務並びにこれに付随する業務をいう。以下この条、次条及び第十九条の三において同じ。）を行う者として、指定することができる。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

長期信用銀行法（昭和27年6月12日法律第187号）

本則:16条の8 1項

第十六条の八 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（長期信用銀行業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（長期信用銀行業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第十七条を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

株式会社日本政策金融公庫法（平成19年5月25日号外法律第57号）

本則:16条 4項

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

信用金庫法（昭和26年6月15日法律第238号）

本則:34条 1項

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

本則:85条の4 1項

第八十五条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（金庫業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（金庫業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第八十九条第七項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

労働金庫法（昭和28年8月17日法律第227号）

本則:34条 1項

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

本則:89条の5 1項

第八十九条の五 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（金庫業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（金庫業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第九十四条第五項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

特許法（昭和34年4月13日号外法律第121号）

本則:7条 1項

第七条 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

本則:92条の6 1項

第九十二条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

農林中央金庫法（平成13年6月29日号外法律第93号）

本則:24条の4 1項

第二十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

本則:95条の6 1項

第九十五条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

土地改良法（昭和24年6月6日号外法律第195号）

本則:23条 3項

3 総代は、組合員で年齢二十五年以上のもの（成年被後見人、被保佐人及び禁錮以上の刑に処せられて執行中の者を除く。）及び法人たる組合員のうちから、組合員が選挙する。

本則:12条 2項

2 前項の場合において選挙人が未成年者（成年に達したものとみなされる者を除く。）又は成年被後見人であるときは、同項の投票は、その法定代理人又は成年被後見人が行わなければならない。

家畜改良増殖法（昭和25年5月27日法律第209号）

本則:17条 1項

第十七条 成年被後見人又は被保佐人には、前条第一項の免許を与えない。

獣医師法（昭和24年6月1日号外法律第186号）

本則:4条 1項

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条の免許を与えない。

二 成年被後見人又は被保佐人

家畜商法（昭和24年6月10日号外法律第208号）

本則:4条 1項

第四条 前条第二項各号のいずれかに該当する者であつても、次の各号のいずれかに該当する者には、同条第一項の免許を与えない。

一、成年被後見人又は被保佐人

五 その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であつて、その者の当該業務に従事する前条第二項第一号に該当する者のすべて（当該業務を行なう事業所を二以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者のすべて）が第一号から第三号までのいずれかに該当するもの

競馬法施行規則（昭和29年9月13日農林省令第55号）

本則:3条 1項

第三条 競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号。以下「令」という。）第三条第二項の農林水産省令で定める私人は、次のとおりとする。

- 一 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者
- 八 法人でその役員（いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの

本則:15条 1項

第十五条 競馬会は、馬主登録の申請者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者
- 十一 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者のあるもの
- 十三 組合でその組合員のうち法人又は第一号から第十号までのいずれかに該当する者のあるもの

競馬法施行規則（昭和29年9月13日農林省令第55号）

本則:22条 1項

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、調教師又は騎手の免許を受けることができない。

- 一 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者

本則:30条 1項

第三十條 令第十七條の三第十項の農林水産省令で定める私人は、次のとおりとする。

- 一 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者
- 八 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者のあるもの

森林組合法（昭和53年5月1日号外法律第36号）

本則:44条の3 1項

第四十四條の三 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）

本則:34条の4 1項

第三十四條の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

本則:121条の6 1項

第二百一十一條の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年3月3日号外大蔵省、農林水産省令第2号）

本則:50条の7 1項

第五十條の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第二百一十一條の二第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二條の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 五 申請者が法人であるときは、役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
- ハ 前号イからチまでのいずれかに該当する者

商工会議所法（昭和28年8月1日号外法律第143号）

本則:15条 2項

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、会員たる資格を有しない。
- 一 成年被後見人又は被保佐人

商工会法（昭和35年5月20日法律第89号）

本則:32条 2項

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。
- 一 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ないもの又は未成年者

商品先物取引法（昭和25年8月5日法律第239号）

本則:15条 2項

- 2 主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。
- 一 発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ロ 法人でその役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者のあるもの

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年5月2日号外法律第66号）

本則:6条 2項

- 2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。
- 四 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある会社
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

商店街振興組合法（昭和37年5月17日法律第141号）

本則:45条の3 1項

- 第四十五条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

割賦販売法（昭和36年7月1日号外法律第159号）

本則:35条の3の36 1項

- 第三十五条の三の三十六 経済産業大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより特定信用情報提供等業務（特定信用情報の収集及び包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者に対する特定信用情報の提供を行う業務をいう。以下同じ。）を行う者として、指定することができる。
- 四 役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この款及び第三款において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

航空機製造事業法施行規則（昭和29年9月1日号外通商産業省令第52号）

本則:42条 1項

- 第四十二条 次のいずれかに該当する航空工場検査員は、前条第一項の規定による指名を受けることができない。
- 一 成年被後見人又は被保佐人

武器等製造法（昭和28年8月1日号外法律第145号）

本則:5条 1項

第五条 経済産業大臣は、第三条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

五 申請者が次に掲げる事由に該当しないこと。

ニ 成年被後見人

ホ 法人であつて、その業務を行う役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成10年10月7日法律第116号）

本則:6条 1項

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

四 成年被後見人

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成21年7月17日号外法律第85号）

本則:6条 1項

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

四 成年被後見人

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

火薬類取締法（昭和25年5月4日号外法律第149号）

本則:6条 1項

第六条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条又は前条の許可を与えない。

三 成年被後見人

四 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）

本則:7条 1項

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五条第一項の許可を受けることができない。

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日号外法律第149号）

本則:4条 1項

第四条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同条第二項の申請書若しくは同条第四項の添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日号外法律第149号）

本則:30条 1項

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年10月16日法律第117号）

本則:19条 1項

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者には、第十七条第一項の許可を与えない。

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年4月5日号外法律第65号）

本則:5条 1項

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

四 成年被後見人

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

アルコール事業法（平成12年4月5日号外法律第36号）

本則:5条 1項

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。

六 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であつて、その法定代理人（アルコールの製造に係る事業に関し代理権を有する者に限る。）が前各号のいずれかに該当するもの

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年5月28日号外法律第38号）

本則:8条 4項

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

技術研究組合法（昭和36年5月6日法律第81号）

本則:24条 1項

第二十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）

本則:5条 1項

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条第一項の指定を与えない。

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

本則:15条 1項

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第十三条第一項の許可を与えない。

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

本則:25条 1項

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の許可を与えない。

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

本則:43条の6 1項

第四十三条の六 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条の四第一項の許可を与えない。

- 三 成年被後見人
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

本則:44条の3 1項

第四十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十四条第一項の指定を与えない。

- 三 成年被後見人
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

本則:51条の4 1項

第五十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者には、第五十一条の二第一項の許可を与えない。

- 三 成年被後見人
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

本則:54条 1項

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者には、第五十二条第一項の許可を与えない。

- 三 成年被後見人
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

本則:61条の4 1項

第六十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の許可を与えない。

- 三 成年被後見人
- 四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）

本則:5条 1項

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条第一項本文又は前条第一項の許可を与えない。

- 三 成年被後見人
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令（平成13年3月28日号外厚生労働省、経済産業省、環境省令第2号）

本則:1条 1項

第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号。以下「法」という。）第二十七条第一項第二号の主務省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当しない者であることとする。

- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 六 法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。次号において同じ。）のうち第二号から第四号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 七 個人でその使用人のうち第二号から第四号までのいずれかに該当する者のあるもの

特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年11月27日政令第378号）

本則:4条 1項

第四条 法第四十九条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ト 法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。チにおいて同じ。）のうちイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - (2) (1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する

場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

チ 個人でその使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成12年2月18日厚生省、通商産業省令第1号）

本則:9条 1項

第九条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 製造業者等が再商品化等に必要な行為を自ら実施する場合 自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ト 法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。チにおいて同じ。）のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - (2) (1) に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の運搬又は再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
 - チ 個人でその使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの
- 二 製造業者等が指定法人以外の者に委託して再商品化等に必要な行為を実施する場合、当該指定法人以外の者が次のいずれにも該当するものであること。
 - ロ 前号イ、ロ及びホからチまでのいずれにも該当しないものであること。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日号外法律第87号）

本則:45条 1項

第四十五条 都道府県知事は、引取業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第四十三条第一項第五号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

本則:56条 1項

第五十六条 都道府県知事は、フロン類回収業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第五十四条第一項第六号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

本則:62条 1項

第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年12月20日号外政令第389号）

本則:16条 1項

第十六条 法第七十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

チ 法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。又において同じ。）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) (1) に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

又 個人でその使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年12月20日号外経済産業省、環境省令第7号）

本則:30条 1項

第三十条 法第二十八条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 自動車製造業者等が再資源化に必要な行為を自ら実施する場合 自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

チ 法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。又及び第三十三条第一項第四号において同じ。）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) (1) に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の運搬又は処分（再生を含む。）の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

又 個人でその使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

二 自動車製造業者等が指定再資源化機関以外の者に委託して再資源化に必要な行為を実施する場合 当該指定再資源化機関以外の者が次のいずれにも該当するものであること。

ロ 前号イ、及びホからヌまでのいずれにも該当しないものであること。

旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）

本則:6条 1項

第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

五 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

六 法人であつて、その役員のうち第一号から第三号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

国際観光ホテル整備法（昭和24年12月24日法律第279号）

本則:6条 1項

第六条 登録実施機関は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

五 申請者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者であるとき。

六 申請者が法人である場合において、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるとき。

鉄道事業法（昭和61年12月4日号外法律第92号）

本則:6条 1項

第六条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

五 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者のあるもの

道路運送法（昭和26年6月1日号外法律第183号）

本則:7条 1項

第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

三 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。

本則:49条 2項

2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の場合を除いて、自動車道事業の免許をしなければならない。

三 免許を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四 免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。

本則:79条の4 1項

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。

貨物自動車運送事業法（平成1年12月19日号外法律第83号）

本則:5条 1項

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受けることができない。

三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの

四 法人であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

自動車ターミナル法（昭和34年4月15日法律第136号）

本則:5条 1項

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受けることができない。

三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの

四 法人であつて、その役員が前三号のいずれかに該当するもの

道路運送車両法（昭和26年6月1日号外法律第185号）

本則:80条 1項

第八十条 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車分解整備事業の認証をしなければならない。

二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人であつて、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）

本則:13条 1項

第十三条 法第二十八条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

四 次に掲げる者に該当しないこと。

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうち、イからハまでのいずれかに該当する者があるもの

自動車登録番号標交付代行者規則（昭和26年7月31日運輸省令第69号）

本則:3条 1項

第三条 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次の各号のいずれにも適合する場合に限り、指定をすることができる。

四 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうち、イからハまでのいずれかに該当する者があるもの

自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領（平成19年2月15日国土交通省告示第131号）

本則:5条 1項

第五条 国土交通大臣は、前条第一項の申請があつた場合において、当該改造が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、第三条の認定を行うものとする。

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人であつて、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

小型船造船業法（昭和41年7月4日法律第119号）

本則:7条 1項

第七条 国土交通大臣は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五条第一項の規定による登録の申請に係る特定設備が国土交通省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの

四 法人で、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和26年8月28日運輸省令第77号）

本則:14条 1項

第十四条 競走実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者を選手として登録してはならない。

二 成年被後見人又は被保佐人

船主相互保険組合法（昭和25年5月11日号外法律第177号）

本則:17条 1項

第十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の設立の認可申請があつたときは、次の各号のいずれかに

該当する場合を除くほか、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められる場合には、その設立を認可しなければならない。

ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人でその法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの

船員職業安定法（昭和23年7月10日号外法律第130号）

本則:56条 1項

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和52年12月26日法律第96号）

本則:7条 1項

第七条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる事業（以下「船員雇用促進等事業」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるときは、この章の定めるところにより船員雇用促進等事業を行う者として、指定することができる。

三 申請者の役員のうち、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがないこと。

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和56年4月25日法律第28号）

本則:3条 1項

第三条 国土交通大臣は、次の要件を備える法人の申請があつた場合において、東京港、横浜港、大阪港又は神戸港ごとに、その特定外貿埠頭の管理運営を行う者として指定することができる。

四 申請者の取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下「役員」という。）のうち、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがないこと。

港湾運送事業法（昭和26年5月29日法律第161号）

本則:6条 2項

2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、港湾運送事業の許可をしなければならない。

四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前三号のいずれかに該当する者であるもの

五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

海難審判法施行規則（昭和23年4月2日運輸省令第8号）

本則:20条 1項

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、海事補佐人となることができない。

二 成年被後見人又は被保佐人

海事代理士法（昭和26年3月23日法律第32号）

本則:3条 1項

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、海事代理士となることができない。

一 未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人

航空法施行規則（昭和27年7月31日号外運輸省令第56号）

本則:16条の6 1項

第十六条の六 次に掲げる者は、法第十条の二第一項の認定を申請することができない。

四 成年被後見人又は被保佐人

空港法（昭和31年4月20日法律第80号）

本則:15条 2項

2 国土交通大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。

一 成年被後見人又は被保佐人

四 法人又は団体であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があること。

空港法施行令（昭和31年7月10日政令第232号）

本則:7条 1項

第七条 法第二十三条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

二 地方公共団体の長は、前号の申請をした者が次のイからニまでのいずれかに該当するときは、同号の指定をしないものとする。

イ 成年被後見人又は被保佐人

ニ 法人又は団体であつて、その役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者があること。

郵便法（昭和22年12月12日法律第165号）

本則:60条 1項

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、郵便認証司となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年7月16日法律第152号）

本則:16条 1項

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、不動産鑑定士の登録を受けることができない。

二 成年被後見人又は被保佐人

本則:25条 1項

第二十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人で、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者のあるもの

都市計画法施行規則（昭和44年8月25日号外建設省令第49号）

本則:13条の3 1項

第十三条の三 法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

二 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

土地区画整理法（昭和29年5月20日法律第119号）

本則:63条 4項

4 次の各号のいずれかに掲げる者は、第一項の規定にかかわらず、委員の被選挙権を有しない。

二 成年被後見人又は被保佐人

下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年7月9日号外建設省告示第1348号）

本則:6条 1項

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第三号から第八号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 七 法人でその役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 八 個人でその支配人のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者のあるもの

補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日号外建設省告示第1341号）

本則:6条 1項

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第一号、第三号又は第五号から第七号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 六 法人でその役員のうち第一号から第三号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者については、その者が第十二条第一項の規定により登録を消除される以前から当該法人の役員であつた者を除く。）のあるもの
- 七 個人でその支配人のうち第一号から第三号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者については、その者が第十二条第一項の規定により登録を消除される以前から当該個人の支配人であつた者を除く。）のあるもの

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）

本則:7条 1項

第七条 都道府県知事は、第四条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 四 法人であつて、その役員のうち第一号又は第二号のいずれかに該当する者があるもの

本則:18条 1項

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年6月23日号外法律第81号）

本則:8条 1項

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年12月8日号外法律第149号）

本則:30条 1項

第三十条 マンション管理士となる資格を有する者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人

本則:47条 1項

第四十七条 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 八 法人でその役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者があるもの

本則:59条 1項

第五十九条 試験に合格した者で、管理事務に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同様以上の能力を有すると認められたものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）

本則:77条の19 1項

第七十七条の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 九 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。以下同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

本則:77条の35の3 1項

第七十七条の三十五の三 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 九 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十 その者の親会社等が前各号のいずれかに該当する者

本則:77条の37 1項

第七十七条の三十七 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

本則:77条の59 1項

第七十七条の五十九 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

- 二 成年被後見人又は被保佐人

建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）

本則:7条 1項

第七条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えない。

- 二 成年被後見人又は被保佐人

本則:10条の23 1項

第十条の二十三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律第176号）

本則:5条 1項

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 七 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 八 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者のあるもの

宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律第176号）

本則:18条 1項

第十八条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同様以上の能力を有すると認めたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行った都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 二 成年被後見人又は被保佐人

本則:52条 1項

第五十二条 国土交通大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

- 七 役員のうちに次のいずれかに該当する者のあること。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

不動産特定共同事業法（平成6年6月29日号外法律第77号）

本則:6条 1項

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

不動産投資顧問業登録規程（平成12年9月1日号外建設省告示第1828号）

本則:7条 1項

第七条 国土交通大臣は、登録申請者が一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては第二号から第十一号まで、総合不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
- 十 法人でその役員又は重要な使用人のうちに第二号又は第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 十一 個人で重要な使用人のうちに第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当する者のあるもの

建設業法（昭和24年5月24日号外法律第100号）

本則:8条 1項

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十一号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 十 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの
- 十一 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日号外建設省告示第717号）

本則:6条 1項

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第三号から第十号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 八 法人でその役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者については、その者が第十三条第一項の規定により登録を消除される以前から当該法人の役員であつた者を除く。）のあるもの
- 九 個人でその支配人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者については、その者が第十三条第一項の規定により登録を消除される以前から当該個人の支配人であつた者を除く。）のあるもの

地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日号外建設省告示第718号）

本則:6条 1項

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第三号から第十号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 八 法人でその役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者については、その者が第十二条第一項の規定により登録を消除される以前から当該法人の役員であつた者を除く。）のあるもの
- 九 個人でその支配人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者については、その者が第十二条第一項の規定により登録を消除される以前から当該個人の支配人であつた者を除く。）のあるもの

測量法（昭和24年6月3日号外法律第188号）

本則:55条の6 1項

第五十五条の六 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくは添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人でその法定代理

人が前三号のいずれかに該当するもの

五 法人でその役員のうち第一号から第三号までのいずれかに該当する者のあるもの

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

本則:252条の28 3項

3 前二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

民法（明治29年4月27日号外法律第89号）

本則:973条 1項

第九百七十三条 成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

電子記録債権法（平成19年6月27日号外法律第102号）

本則:51条 1項

第五十一条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、第五十六条に規定する業務（以下「電子債権記録業」という。）を営む者として、指定することができる。

四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者

遺失物法施行令（平成19年2月9日政令第21号）

本則:5条 1項

第五条 法第十七条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

五 百貨店、遊園地その他の不特定かつ多数の者が利用する施設に係る施設占有者であつて、次に掲げる要件に該当するものとして国家公安委員会規則で定めるところによりその施設（移動施設にあつては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（当該所在地が道の区域（道警察本部の所在地を包括する方面の区域を除く。）にある場合にあっては、方面公安委員会）が指定したもの。

ロ 次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

(3) 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち(1)又は(2)に該当する者があるもの

〔旧〕株券等の保管及び振替に関する法律〔抄〕（昭和59年5月15日号外法律第30号）

本則:3条 1項

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この法律の定めるところにより第四条第一項各号に掲げる業務の全部（以下「保管振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

社債、株式等の振替に関する法律（平成13年6月27日号外法律第75号）

本則:3条 1項

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年12月21日法律第182号）

本則:18条 1項

第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

- 一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。
- ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

介護保険法（平成9年12月17日号外法律第123号）

本則:69条の2 1項

第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人

道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）

本則:51条の8 3項

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

- 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日号外法律第123号）

本則:20条 1項

第二十条 精神障害者については、その後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は保護者とならない。

- 五 成年被後見人又は被保佐人

水道法（昭和32年6月15日法律第177号）

本則:25条の3 1項

第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年9月30日号外公害等調整委員会規則第3号）

本則:25条 1項

第二十五条 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

質屋営業法（昭和25年5月8日法律第158号）

本則:3条 1項

第三条 公安委員会は、第二条第一項の規定による許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

四 営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人。ただし、その者が質屋の相続人であつて、その法定代理人が前三号のいずれか又は第六号に該当しない場合を除くものとする。

八 第一号から第六号までのいずれかに該当する管理者を置く者

九 法人である場合においては、その業務を行う役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者がある者

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成7年12月14日政令第411号）

本則:9条 1項

第九条 法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ト 法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。チにおいて同じ。）のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) (1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の運搬又は再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

チ 個人でその使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成7年12月14日大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第1号）

本則:12条 1項

第十二条 法第十五条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者が再商品化に必要な行為を自ら実施しようとする場合 自ら実施しようとする者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ト 法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。チにおいて同じ。）のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) (1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の運搬又は再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

チ 個人でその使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

二 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者が法第二十一条第一項に規定する指定法人以外の者に委託して再商品化をしようとする場合 当該指定法人以外の者が次のいずれにも該当するものであること。

ロ 前号イ、ロ及びホからチまでのいずれにも該当しないものであること。

別紙 2

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号）により欠格条項を削除した審議会

・委員会

- ・帝都高速度交通営団管理委員会委員（帝都高速度交通営団法）
- ・公正取引委員会委員長及び委員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）
- ・人事官（国家公務員法）
- ・原子力委員会委員および原子力安全委員会委員（原子力委員会及び原子力安全委員会設置法）
- ・科学技術会議委員（科学技術会議設置法）
- ・宇宙開発委員会委員（宇宙開発委員会設置法）
- ・都道府県開発審査会委員（都市計画法）
- ・土地鑑定委員会委員（地価公示法）
- ・航空事故調査委員会委員（航空事故調査委員会設置法）
- ・土地利用審査会委員（国土利用計画法）
- ・中央・都道府県建設工事紛争審査会委員（建設業法）
- ・中央更生保護委員会委員（犯罪者予防更正法）
- ・中央・地方労働委員会委員（労働組合法）
- ・中央選挙管理会委員（公職選挙法）
- ・建築審査会委員（建築基準法）
- ・固定資産評価審査委員会委員（地方税法）
- ・商品取引所審議会委員（商品取引所法）

- ・地方自治体の人事委員会委員（地方自治法）
- ・収容委員会委員（土地収用法）
- ・日本ユネスコ国内委員（ユネスコ活動に関する法律）
- ・公安審査委員会委員長および委員（公安審査委員会設置法）
- ・社会保険審査会委員（社会保険審査官及び社会保険審査会法）
- ・国家公安委員会委員・都道府県公安委員会委員（警察法）
- ・労働保険審査会委員（労働保険審査官及び労働保険審査会法）
- ・公害等調整委員会委員長及び委員（公害調整委員会設置法）
- ・補償不服審査会委員（公害健康被害の補償等に関する法律）
- ・教育委員会委員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）
- ・都道府県公害審査会委員（公害紛争処理法）
- ・国会等移転審議会委員（国会等の移転に関する法律）
- ・地方分権推進委員会委員（地方分権推進法）
- ・金融再生委員会委員・証券取引等監視委員会委員長及び委員・株価算定委員会委員（金融再生委員会設置法）